

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部生活衛生課
内線番号	4773

No.	項目	内容
①	処分名	ふぐ処理業の認証
②	法令名	京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例
③	法令番号	昭和51年京都府条例第44号
④	根拠条項	第11条第1項、同条第2項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:保健所長)
⑥	法令の定め	(条例) 第11条 ふぐ処理業の認証を受けた者でなければ、ふぐ処理業を営むことができない。 2 ふぐ処理業を営もうとする者は、規則に定める事項を記載した申請書を提出し、知事の認証を受けなければならない。
⑦	審査基準	(条例)第12条 (同条例施行規則)第11条、第14条、別表第2
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 10日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	10日
⑫	問合せ	生活衛生課食品衛生担当(075-414-4759)
⑬	備考	